

報告事項

資料 1

佐賀県公共事業評価実施要領の改正について

[ 県土企画課 ]

参考資料

- ・ 佐賀県公共事業評価実施要領新旧対照表

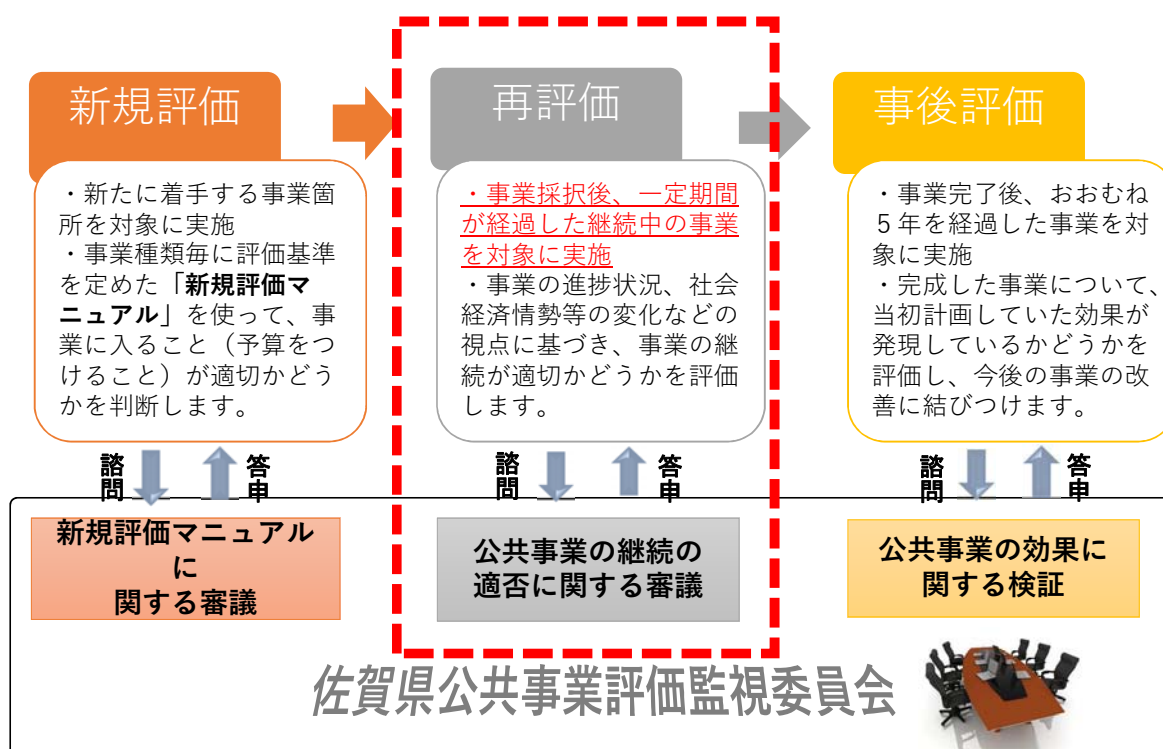


# 佐賀県公共事業評価実施要領 の改正について

県土整備部 県土企画課

## 佐賀県の公共事業評価制度

目的：公共事業の効率性と実施過程における透明性の向上



## 再評価の見直しについて①

### 【現行ルール（実施要領抜粋）】

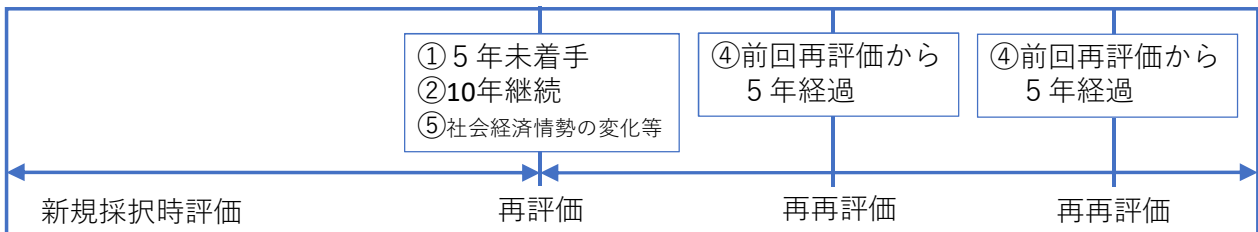
（再評価の対象事業）

事業費1000万円以上の事業のうち

- ①事業採択後、5年間経過で未着手
- ②事業採択後、10年間経過で継続中
- ③準備・計画段階で5年経過

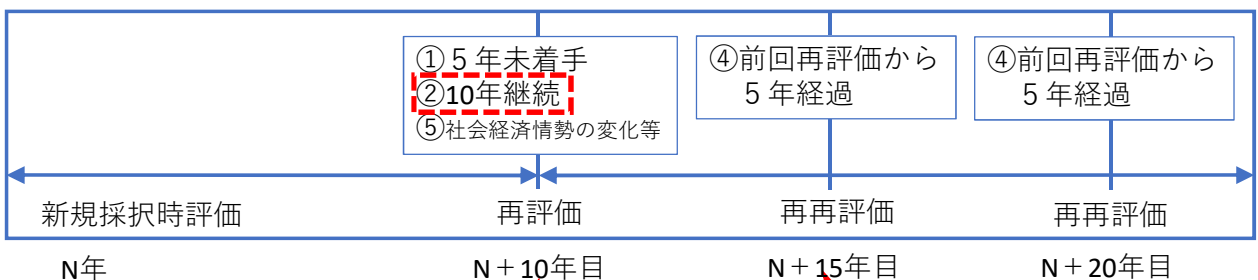
**④前回の再評価実施後、5年経過した時点で継続中又は未着工** →再々評価

- ⑤社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業



## 再評価の見直し②

【課題】 再々評価の時点において、「工期切れ」等になっている案件がある



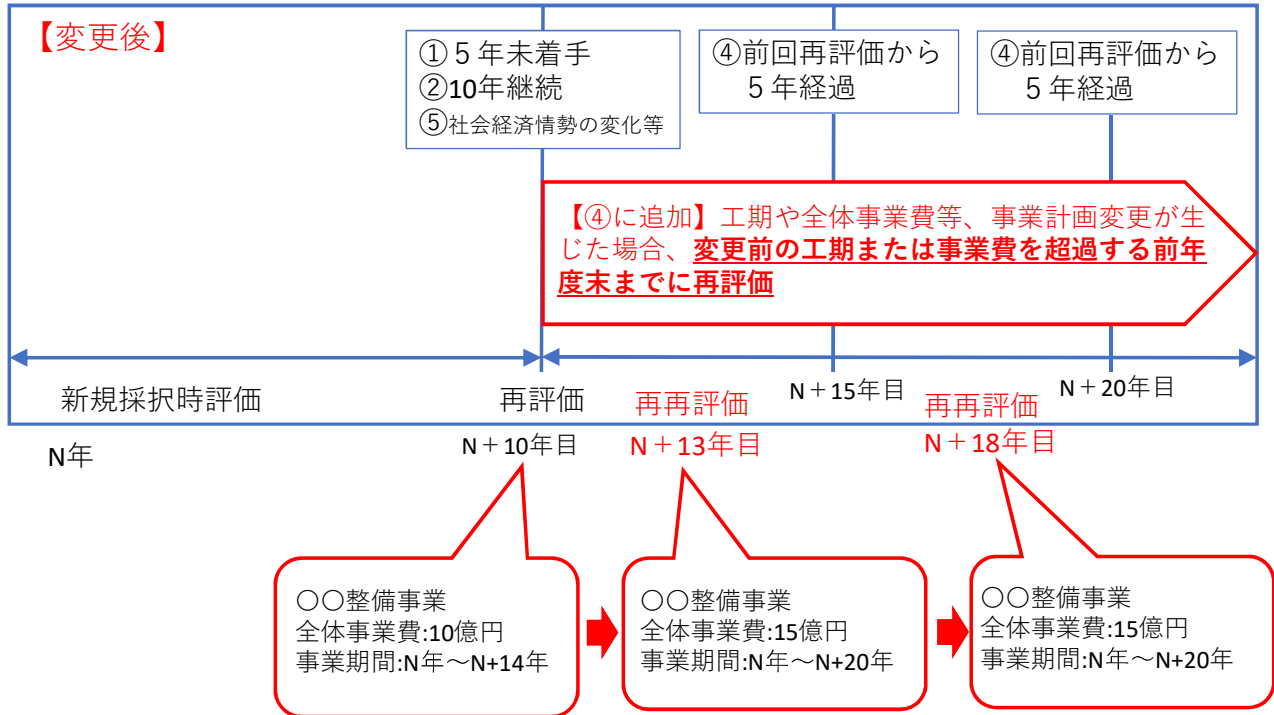
(例)

〇〇整備事業  
全体事業費:10億円  
事業期間:N年~N+14年

〇〇整備事業  
全体事業費:15億円  
事業期間:N年~N+20年

## 再評価の見直し③

【対応】再評価後、事業費、工期の変更を行う場合は、変更前の工期または事業費を超過する前年度までに再評価を行うようにルール（実施要領）を変更



## 再評価の見直し④

### 【実施要領の抜粋】

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業。ただし、国の再評価実施要領等で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実施要領等に従い実施する。
- ③ 準備・計画段階で5年間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。
  - ア 地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等で大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る。）。
  - イ 実施計画調査費を予算化したダム事業。
- ④ 前回の再評価実施後5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業。ただし、国の再評価実施要領等で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実施要領等に従い実施する。**なお、再評価実施後、工期延長または事業費増額の変更を行う事業については、変更前の工期または事業費を超過する前年度までに再評価を実施する。**
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業。

佐賀県公共事業評価実施要領対照表

現 行	変更（案）
<p>(対象事業)</p> <p>第2条 公共事業評価の対象とする事業は、県が実施する別紙1に掲げる事業で、災害復旧等緊急を要する事業や全体事業費が1千万円未満の小規模な事業、又は別紙2の事業を除いた事業うち、次のとおりとする。</p> <p>(1) 新規評価は建設、維持・管理など新たに事業に着手しようとする事業を対象とする。</p> <p>(2) 再評価は次の事項に該当する事業を対象とする。ただし、維持・管理に係る事業は除く。</p> <p>① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業</p> <p>② 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業。ただし、国の再評価実施要領等で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実施要領等に従い実施する。</p> <p>③ 準備・計画段階で5年間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。</p> <p>ア 地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等で大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る。）。</p> <p>イ 実施計画調査費を予算化したダム事業。</p> <p>④ 前回の再評価実施後5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業。ただし、国の再評価実施要領等</p>	<p>(対象事業)</p> <p>第2条 公共事業評価の対象とする事業は、県が実施する別紙1に掲げる事業で、災害復旧等緊急を要する事業や全体事業費が1千万円未満の小規模な事業、又は別紙2の事業を除いた事業うち、次のとおりとする。</p> <p>(1) 新規評価は建設、維持・管理など新たに事業に着手しようとする事業を対象とする。</p> <p>(2) 再評価は次の事項に該当する事業を対象とする。ただし、維持・管理に係る事業は除く。</p> <p>① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業</p> <p>② 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業。ただし、国の再評価実施要領等で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実施要領等に従い実施する。</p> <p>③ 準備・計画段階で5年間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。</p> <p>ア 地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等で大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る。）。</p> <p>イ 実施計画調査費を予算化したダム事業。</p> <p>④ 前回の再評価実施後5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業。<b>なお、再評価実施後5年間が経</b></p>

で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実施要領等に従い実施する。

- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業。
- (3) 事後評価は次の事項に該当する事業を対象とする。ただし、維持・管理に係る事業は除く。
  - ① 事業完了後、おおむね5年を経過した事業。
  - ② 上記以外の事業で特に事後評価を実施する必要が生じた事業

(その他)

第8条 この要領で定めるもののほか公共事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は平成28年 4月 1日から実施する。
- 2 本要領の施行に伴い、「佐賀県公共事業新規評価実施要綱（平成22年10月28日）」、「佐賀県公共事業再評価実施要綱（平成26年10月30日）」、「佐賀県公共事業事後評価実施要綱」（平成17年6月30日）は廃止する。

過する前に、工期延長または事業費増額の変更を行う事業については、変更前の工期内かつ変更前の事業費を超過する前までに再評価を実施する。ただし、国の再評価実施要領等で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実施要領等に従い実施する。

- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業。
- (3) 事後評価は次の事項に該当する事業を対象とする。ただし、維持・管理に係る事業は除く。
  - ① 事業完了後、おおむね5年を経過した事業。
  - ② 上記以外の事業で特に事後評価を実施する必要が生じた事業

(その他)

第8条 この要領で定めるもののほか公共事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は平成28年 4月 1日から実施する。
- 2 本要領の施行に伴い、「佐賀県公共事業新規評価実施要綱（平成22年10月28日）」、「佐賀県公共事業再評価実施要綱（平成26年10月30日）」、「佐賀県公共事業事後評価実施要綱」（平成17年6月30日）は廃止する。

3 この要領は令和2年 4月 1日から実施する。